

参議院労働委員会会議録第二十六号

昭和二十八年八月三日(月曜日)午後二時九分開会

委員の異動

本日委員上條愛一君辭任につき、その補欠として相馬助治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 栗山 良夫君
理事 井上 清一君
田村 文吉君
田畑 金光君

委員

伊能 芳雄君
加藤 武徳君
田中 啓一君
宮澤 喜一君
梶原 茂嘉君
藤田 進君
吉田 法晴君
相馬 助治君
寺本 廣作君
堀 眞琴君
市川 房枝君

國務大臣
労働大臣 小坂善太郎君
政府委員
通商産業省 佐久 洋君
石炭局長 吉岡千代三君
通商産業省 中島 征帆君
山保安局長 安井 謙君
通商産業省 益事業局長 中島 征帆君
労働政務次官 安井 謙君

労働省労働局長 中西 實君
事務局側
常任委員 磯部 巖君
常任委員 高戸義太郎君
常任委員 会専門員 桃澤 全司君
局公安課長 桃澤 全司君

説明員

法務省刑事 桃澤 全司君
局公安課長 桃澤 全司君

本日の会議に付した事件
○電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(栗山良夫君) 只今から労働委員会を開会いたします。

本日の案件は電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(予備審査)、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(予備審査)でございます。先ず電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案を議題に供します。

本日とは要求の大臣といたしまして総理大臣、通商産業大臣、法務大臣、労働大臣の出席を求めています。まだいづれも御出席になりません。従いましてこのままの状態において暫らく休憩いたします。

午後二時十一分休憩

午後三時一分開会

○委員長(栗山良夫君) では再会いた

します。本日の案件について御質疑のあり方は順次御発言を願います。

○田畑金光君 それではこの間上條委員から質問が継続されておりました。私が、私から二、三労働大臣並びに所管大臣に対して質問したいと思ひます。

先ず第一にお尋ねしたいこととは、今回のスト規制法案というものが昨年の炭労と電産のストの経験に鑑みて提案されたわけでありまして、そこで私の第一にお尋ねしたいことは、昨年の争議のあとを振り返つてみると、一体政府はあの両争議に対してどういう対策を持つて臨んで来られたかということと第一にお伺ひしておきます。

○國務大臣(小坂善太郎君) お答えをいたしますが、この問題につきましては、先般もお答えをいたしましたところでありますが、政府としては、労働使の間の争議行為というものは、第三者が使に介入することは避けまして、労働使双方が責任を持つて自主的に解決するのが最も望ましいのであつて、政府としてはこの基本原則に則りまして両争議に對処して参りましたのであります。同時に併しこれについては如何に解決されるか、又政府としては如何にしてこれを早期に解決するかという点につきましましては重大関心を持つて、時宜に應じた適正な措置をとつたものと考へております。即ち電産につきましては、中労委の調停案及び斡旋案提示に際しましては全面的にこれを支持し、又推進するよう再三に亘りま

して労働使双方を招致いたしました。中労委の案を基礎に早期解決を図るよう勧告をいたしましたのであります。又炭労につきましましては、自主的交渉の途が杜絶しますや、労働使双方に對しまして中労委の斡旋によるべきことを勧告いたしました。中山会長にも斡旋乗出を要請いたしましたのであります。その後斡旋案が提示されまして、組合がこれを拒否するや、代表者を招きまして斡旋案の受諾勧告を行なつたのであります。かくてストの長期化によりまして国民経済並びに国民生活に与へます影響の甚大化と、更に最後の段階に至りまして保安要員引揚げの準備指令という重大な事態に立至りましたので、遂に緊急調整の決定によつて事件の解決を図つたのであります。そのような手だてをいたしましたのであります。て、なお政府としては、公正な労働関係の維持確立という建前に立ちまして、事態の推移に応じて事件の解決のためにあつた限りの措置をとつておるのであります。

○田畑金光君 只今労働大臣からお話がありました。私のお尋ねしたい第一点は、今労働大臣のお話によりますと、政府としてはできるだけ本争議が早期に解決でき得るよう中労委等にも働き掛けした、その他の具体的な行動を通じてこの争議の円満解決のために努力したのだ、こういう御説明でありましたが、具体的に申しますならば、一体政府は本争議開始後幾ばくの日数が経過した前後にそのような手続をとられたか、中労委等に対する働き掛けをなされたか、これについて電産と炭労の両争議の場合を具体的に示し願ひしたいと思います。

○國務大臣(小坂善太郎君) 政府委員からお答え申し上げます。

○田畑金光君 小坂労働大臣と一問一答をしたいので、事務局のほうから資料がありますならばもつてどうか御答弁願ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 事実問題でございますから、説明員から詳しく御答弁させたいと思つたわけでございまして、いけませんでしょうか。

○田畑金光君 それでも労働大臣、私は差支えないと申し上げたいのであります。が、お互い一つ一問一答の形式でこの問題の質疑を続けて参りたいと思ひますので、もうさういふ、この間山崎課長の話したような詳しいことはこの間説明を受けたから、さうじやなくて、一体スト経過後どのくらいの日数を経てから措置をとられたかというところをお尋ねしているわけなんです。

○國務大臣(小坂善太郎君) 電産争議の経過につきましてはすでによく御承知だと思ひますが、三月二十八日に電産及び電産協議会がそれ／＼労働協約の改訂を申し入れたのであります。その後しばらく交渉を持つたのであります。なお四月以降五月十日までに八回に亘りまして団体交渉を行なつたのであります。四月十四日に至りまして電産は、四月以降の本格的な賃金に關しまして次の要求書を會議に提案したのであります。

その後その基準要求については、これは先般もお話いたしました、現行一万二千八百円に対して五六・二%、即ち二万五千五百円、これを四月一日から実施することということで、電経会議は拒否回答をいたしまして、その後いろいろ交渉の過程を経たのでございまして、政府といたしましては、その間の事情はもうすでに御承知のことでもあり、本委員会においても先般来から申上げたことでもありますし、政府といたしましてのとつた措置を特に引き出してもう一度申上げますと、十一月十三日に労使双方に対して労働大臣が調停案を基礎に交渉再開を勧告いたしましたのであります。労働組合側は即日、又経営者側は十四日に、中労委員長に斡旋に應ずる旨を回答いたしましたのであります。その後十一月二十八日に労働大臣が労使双方に対して早期解決を要請いたしました。経営者側は斡旋案の受諾を回答いたしました。十二月十三日、労働大臣が労使双方に対して早期解決を勧告いたしましたのであります。御承知のように十二月十八日に電経東地本が単独に妥結いたしましたので、電産のほうも中山斡旋案受諾を回答いたしました。午後九時に労使間に中山斡旋案に一項目を追加した仮協定書に調印されまして、電産は午後九時十五分スト中止の指令を発したのであります。こういうふうな前半は政府は不介入の方針をとっておりますが、これは先ほど申上げたように、労使とも自主的に解決することを強く要望しているものであります。又労働争議は自主的交渉によつて解決することが望ましく、第三者が濫りに介入することは避けるべきであるという基本原則に則つ

たわけでありまして、なお炭労のほうについて申上げますと、これもすでに申上げたこととありますが、七月十六日から二十一日の間、炭労の第六回臨時大会におきまして、十月以降賃金闘争方針を決定いたしました。賃金要求額は半物量方式によつて算出する、なお交渉方式は中央大手十七社を中央ブロックとして対連盟交渉をする、その他の各社は地方ごとに中央に準じて地方連盟対炭労地方ブロックの組織交渉をする、というふうなことで打出しまして、なお八月十七日に炭労が連盟に対して、中央大手十七社の十一月以降の賃金につきまして次の要求書を提出したのであります。基準賃金につきましては、坑内一方当り千六十円、現行は五百五十円であります。坑外一方当り五百六十円、現行三百四十円であります。家族給は一人について月額八百円、標準作業量は、現行のものを拘束八時間のものに対応するごとく修正する、協定期間は一年、こういうことで、その後八月二十五日に第一回の団体交渉が持たれて以来、しばしばの交渉が続けたのであります。その後の経過についてはすでに御承知でありまして、省略いたしますが、十二月の二日に至りまして、労働大臣が労使双方を個別に招致いたしました。中労委員長長の斡旋を受けて早期解決するように要請いたしました。中山会長斡旋を申入れたのであります。更に十二月十日に炭労が斡旋案拒否を中労委に回答いたしました。いわゆる保安要員就業拒否準備指令第十七号というのを発したのであります。そこで労働大臣から炭労代表に対して中山斡旋案の受諾を勧告い

たしたのであります。なお十二月十五日に政府は緊急調整案につきまして中労委の意見を聞くことを閣議決定いたしました。官房長官談を發表し、併せて保安要員撤収に関する警告声明を行なつたのであります。十二月の十六日に中労委は総会におきまして、緊急調整はこの事態では止むを得ない旨を決定いたしました。首相宛に答申をいたしました。政府は総理府告示二百八号を以て十七日午前零時から緊急調整を發動する旨を告示いたしました。官房長官はこの旨を労使双方に通達いたしました。炭労中労会談は午後十一時四十分、二十八日十六で緊急調整を受けることを決定いたしました。直ちに満場一致の決定でストの中止指令を出したのであります。中山会長は午後十一時半に次の第二次斡旋案を提案し、斡旋案はそのままとし、一時金五千円を支払うというのを申入れました。翌十七日、炭労は第二次斡旋案の受諾を決定して、その旨を中労委に回答したというふうな次第で、これ又政府が今申しましたようなことができるかぎりの措置をとつておるのであります。

○藤田通君 関連して……大変な政府としては御努力されて争議解決に援助をされたように聞くわけですが、二、三の具体的な事例を挙げまして大臣の御答弁を得たいと思つて、昨年の電産に関する調停案が九月六日提示されておりますが、その調停案が提示されるまで……、昨年の調停案が九月六日ですが、その前の八月におきまして、政府の時の吉武労働大臣が非常に奇妙なことに使用者側の立場に立つて中労委に圧力を加えている事実があるのであります。これは当時吉武

労働大臣にも直接会つて、その事情を明らかにし、電産は抗議をいたしておりましたが、その内容とするところは、昨年九月選挙の前に開いておる電気事業経済者会議は、一千万円の自由党に対する献金をいたしました。その選挙の直前の八月に吉武労働大臣は関西にも行つた模様です。勿論関西の電気経営者、関西電力社長太田垣氏にも会つていられると伝えられております。問題になるところは、中山会長に対して労働大臣吉武恵市氏の命令で以て富樫総務課長を中労委に遣わし、今度出されるであろう電話の調停案には会社が言つてゐる企業別賃金の調停案を是非出してもらいたい、こういう強い申入れを中労委にいたしておりますし、その後当時電話の調停担当者である中山委員長病氣でありましたが、漸くにして全快されて中労委に出られるや、中山会長を招致いたしました。同様吉武労働大臣は会社の主張している当時の企業別賃金の調停案を出せ、こういうことを言つてゐるし、中山会長はそういういわば電産の組織をこわす結果になるようなそういう企業別賃金というものは自分としては出せない、こういうふうな言ひをされてゐるようでありまして、これについて勿論今申上げた富樫総務課長も現存しておりますし、吉武労働大臣も現存しておりますが、例えば富樫総務課長は当時私に対して、大臣の命令によつて子供の使いと同じように使ひをただけで、自分には何ら意図がないのであります。これに關しては勿論当時の中労委事務局長中西さんも御存じないはずはないのでありますし、最も重要な段階に到達しているにかか

ならず、中止指令が出せなかつた。これに對して當時の幹旋者であつた中山中労委員長は、会社が今となつて、つまり電産が幹旋案を呑んで来た、この時点においてかようなことを言うことは、これは世間を会社が欺くにもほどがある、そうであるならば中労委としてはその会社の態度を非難し天下に声明する、それでもよいかと問ひ詰められて、遂にそれは中山先生暫らく待つて下さいということ、急遽関西電力からは飛行機で大阪から東京へやつて来る、それまでは首脳者は殆んど集まつていなかった。その飛行機で東京にやつて来たため非常に長時間を要して集まつて来た。會議の結果、遂に中山会長の御努力と、今申上げたように、天下を欺くにもほどがあるとお叱りを受けて遂に幹旋案を十二月十八日に呑んで解決した。このことは中労委の事務局長であつた中西さんも當時の模様は十分御承知だと思ひますし、中労委のやはりこの構成組織というものは當然労働大臣の下にあるわけでありますので、この点を明確にして頂きたい。更に若干附言いたしますと、昨年の十二月十八日のこの解決は、本間に協定ができるかどうかというこのい／＼押迫つたところに立ち至つて、中労委としては、会社がここまで押されて来れば手を打つ術がないとまで言われて、実に意外な場面が展開されてゐたのであります。それほどの状態を経て遂に電産は既得権であつた勤務時間は延長され、そして社会保険、家族給の支給範囲等に幾多の労働条件を会社の主張通り譲つて、事実上ベース・アップというものは一〇%内外、当時公労法その他については

二〇%のベース・アップがあつたけれども、そういう状況になつていたという、こういう当時の事実を承認されるかどうか、これによつてあの昨年の争議というものが、その本質というものが奈辺にあつたかということが私は明らかならなと思ひまして、ここにお尋ねする次第であります。

○国務大臣(小坂善太郎君) 御質問の第一点は、政府が不当にこの争議に介入し、中労委に對して何か圧力をかけたのではないかといいことでございしますが、そのような事実は私は存じませんのです。いずれにいたしましても、中労委は独自の判断で公正な立場において判断を下したと思つております。

第二点は十八日の交渉のことでございますが、先ほども申し上げましたように、組合側は十二月十八日特に早朝、関東地本は地方交渉によつて單獨妥結いたしましたのであります。又組合は十八日早朝幹旋案を受諾いたしました。会社側はこれを同日夕刻には受諾の回答をいたしまして、同夜九時頃協定書に調印を行うことになり、組合側は同日夜九時十五分中止指令を出しまして、ここに電産争議は解決いたしましたのであります。

○藤田進君 これは事実問題というところから、中西さんの御答弁、今の二点についてそういう事実があつたかないか、これは十分御承知と思ひますし、私はい／＼どうも知らななければ、まだい／＼名前を挙げて何月何日に誰がどう言つておると全部話してもいいのですが、そこで行かんでも、大體當時の模様はよく御承知でありますから、特に事実問題として、労働大臣は、おれは知らんが中労委は公平にや

つたというような御答弁ですが、こつちが公平どころじやない、えらいことをやつておるのだが、こう聞いておるわけですから……

○政府委員(中西實君) 當時のことでお引合いに出されますのは迷惑でございますが、私はそういう話を逆神山當時の副委員長から言つておられたというのを誰でしかから間接に聞いたのでございまして、昨年の争議に終始中山会長の補佐しておりましたことは、実は直接には私全然存じておりませんです。結果におきまして御覧になりますとわかりますように、統一賃金の調停案が出ております。勿論最後に支払能力について疑問のあるところは協議すべしということが付いておりまして、これは独立採算制になりまして九社分割後の会社に対する調停といたしましては当然ではなからうかと思つております。従つて私は正式にそういうことを事実聞いておりませんし、又結果におきまして、中山会長と、私も補佐しております者の間におきまして、政府がどう言つたからこつちが言つたからという言ひでございせん。昨年の例もそうでございます。

それから第二点でございますが、その裏の事は、私は丁度表に出ておるやうして、不眠不休でやつておりましたので、よく存じませんが、併しそういういたしましたも、あの段階におきましては労働省、更に労働局、又労働局長あたりが如何様なことを申しましたもどうにもなる段階じやございせんので、結局表におきまして、つまり中労委で解決が運んで行つたというふうに考え

ております。

○吉田法晴君 先ほどから政府の責任が問われておるのでありますが、政府は自主的交渉に任じて数十日を空費させたといふことは事実なんでありまして、その間に政府の責任ある行動として、企業別賃金なり何なりを推進したのではないかと、こういう質問に對して何ら誠意ある答弁がないのであります。そうすると私尋ねたくなるのであります。或いは労働組合の場合に、吉武労働大臣が或る労働組合の幹部を切崩したといふか、或いはどうか引つ張つて行つて買収したといふか、そういうことが行われたといふことは、これは天下周知の事実であります。が、そういう過去の労働行政として、労働争議を切崩し、或いは買収したといふ事実はないと言われるのかどうか、その点を一つ明らかにして頂きたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) そういう事実は存じません。

○吉田法晴君 事実を挙げて先ほど藤田君から答弁が求められておるのであります。私も労働ストに関する問題を挙げたこゝに尋ねておるのであります。が、そうするともう少し具体的に挙げなければ答弁ができないと言われるのか、それからそういう過去においては間違つた労働行政がなされたという点について認められるか、それから更に電産、炭労にだけ争議の責任を課せられようとしておられるけれども、そのストの影響のよつて来たところ、或いは争議の長期化については政府自身にも責任があると考えられるか、その点について誠意ある答弁を求めます。

○国務大臣(小坂善太郎君) い／＼おつしやつたのですが、私ははつきり

お答えいたしておりますように、私としてはそういう事実はないと思ひます。なおこの争議について電産及び炭労にばかり責任をかぶせるとおつしやいますが、しば／＼この問題については申し上げておるうちに、私も決して責任問題を言うておるのではないのであります。ただその苦い経験に鑑みて、本来不当であり或いは社会通念上非とされておつたものを、ここに不当であると確認するという必要を認めたから、ここにストライキの方法の規制に関する法律案というものを御審議願つておるわけでありまして。

○吉田法晴君 個人としては知らんという話であります。個人としての発言は過去においても問題になりませんでした。吉田内閣の労働大臣としてここに出席になつて御答弁願うのでありますから、吉田内閣の労働大臣として、過去においてそういう間違ひがあつたと思ひます。或いは干渉すべからざる争議に干渉した事実はあるかないかというところをお尋ねしておるのであります。それから更に政府として、この争議の長期化について責任を感じないかどうか、こういう点を尋ねておるわけでありまして。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私はそういうことを引つくるめてお答えしておるわけでありまして。

○田畑金光君 労働大臣にお尋ねいたしますが、私の質問に関連して、当時の電産委員長であつた藤田君からも、裏面における政府の行動、或いは更に掘下げて参りますならば、電気経営者の団体と政府、或いは石炭鉱業連盟と政府との取引等が行われたやうな経緯というものがはつきりと浮び上つて来

たわけであります。併しこの問題について我々が追及いたしましたも、政府としては逃げて責任を回避すること、これは明らかであります。私のお尋ねしたいと思うことは、あの深刻な争議に対処して、例えば炭労の場合に例をとりますならば、政府が初めてこの争議に介入して参りましたのは、十二月の二日に争議が始まりました、すでに四十数日たつておるわけでありまして、労働大臣が労働双方個別に招致して、中央労働委員会会長の中山さんの斡旋を受けて、早期解決するように要請されたというのが、政府のとられた最初の措置であります。而もその間四十数日の時日が経過しておるわけでありまして、一体政府はなぜ在再としてこういう長い日数を傍観して、深刻な争議を継続させていたのか、一体どういふ判断の上に立つて政府は傍観しておられたのか、これについてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 御質問が同じでありますから、お答えも又従つて繰返すことになると思ひますが、私も争議というもののについては、飽くまで労働双方とも自主的に解決するというのが建前でありまして、第三者、殊に政府の介入ということでは、できるだけこれを避けるべきである、こう考へておるのであります。

そこでこの争議につきましては、労働双方とも経済的要求を掲げて争うわけでありまして、従来長きに亘つた占領の期間中、ともすれば占領軍が介入して参りまして、争議というものが十分に成り得なかつた、両方ともそういうような考へを持つておる。そこへ占領が終つたから解放された、この際

自力によつて問題を解決しよう、そういう強い気持において双方とも突つ張るだけのものは突つ張る、こういうような恰好で非常に長引いて参りました事実は、私はいふまでもないと思ひます。併しその際政府があつてこれに介入するということがいかに悪いのかと言いますと、私はやはりあの際政府のつた態度というものはあれで妥当であらう、こういうふうと思つておるのであります。

○田畑金光君 そこで私がお尋ねしなければならぬことは、政府があの長い争議の過程において、労働の問題は飽くまで労働の慣行により自主的に解決を見出させるべきである、こういう態度の上に立つて処理されて来たといふたしますならば、その言葉の表現の意味する限りにおいては我々は了承するわけでありまして、飽くまでも労働関係というものは労働の自主的解決により処理されるべきである、殊に我が國のうちに終戦後の組合運動は僅かに八年、従つて労働の慣行というものは、労働関係の下における労働の解決の手段方法というものは、やはり或る年数をみずからの自主的な努力によつて見出すべきが至当だと考へるわけでありまして、そういう限りにおきまして、私は只今の小坂労働大臣の答弁は了承されるのであります。

然らばどういふわけであらうか、基本的原則を確立しておられた政府が、労働大臣が、争議が終るや突如としてこういうスト規制法案というものを、立法を提案されたのか、少くとも今の原則を貫こうとおつしやるならば、今回のスト規制法案を提案する理由というものは私には見出すことが

できないのであります。先ほどのお話と考へ方と、政府のつて来た態度と、争議前における政府の国民大衆に訴へた労働関係に対する基本的原則というものと、争議が終るやこの法案を出された原則というものは、百八十度の転換を試みておる。理論的にどうそれを結び合はせようとするのか、どこに筋が通つておるのか、これについて一つ労働大臣の御答弁をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) この際御審議を頂いておきますこの法案は、たび／＼申上げますように、労働争議についてこれを否定するのではないのであります。石炭におきましては争議の場合、保安要員の引揚げといふものは御遠慮を願ひたい、或いは電気事業の争議の場合におきましては電源スト、停電スト、給電指令所の職場放棄といふようなものは御遠慮を願ひたい、こういうことでございまして、前者につきましては労働法三十六条を待つまでもなく、労働法一条二項におきまして、まじめな労働者の方々が山を愛し、又帰るべき職場を争議が終つたあとに失わしめるような争議行為といふものは、争議行為として違法性を阻却されない、こういうことを明確にする考へ方でありまして、

なお電産の場合におきましても、従来とも困つたものであると考へられておりましたものが、昨年の争議の苦い経験に鑑みまして、これは社会通念上不当とする考へ方が成熟いたしましたので、これをここに明確化しようといふのでございまして、争議行為そのものを規制するということではないのであります。

○委員長(栗山良夫君) 只今小坂労働大臣は衆議院の本会議において岡崎外相の信任案の決議案が上程せられまゝで、衆議院の本会議に出席をするために退席をされる由であります。

○田畑金光君 それでは私は労働大臣に先ほど申上げましたように一問一答でこの問題を究明して行きたいと思ひますので、労働大臣のおいでになるまで私の質問は保留しておきます。

○委員長(栗山良夫君) 速記をとめて。

午後三時四十二分速記中止

午後四時五十五分速記開始

○委員長(栗山良夫君) 速記を始め

○相馬助治君 私は議事進行につきまして発言を許して頂きます。

私は、偶然でございしますが、労働委員会と議連の委員並びに議連小委員とを兼ねております。丁度本委員会に席を連ねております加藤武徳君と同じ立場にございまして、今朝ほど議連小委員会が開かれました、突然自由党の寺尾君を初めとする何人かの方が、成規の賛成を得て、国会法第五十六条によりまして、労働委員会の審議の経過並びに現在の状況について中間報告を求めたいとの動議が提出されることとなつて、これが議連の小委員会に諮られたのでございまして。幾つかの議論はございしましたが、御案内の通り、議連小委員会は各派交渉会としての性質を持つております関係で、満場一致制ということになつておりますので、その議が相替らず、同一の問題が現在議連の委員長、理事の懇談会に持ち込まれて、議連委員長室にお

て先ほど来長きに亘つて議論が繰返されておるのでございまして。

従いまして、私は議事進行上委員長にお尋ねしたいのでありますが、この状態を委員長は知つておるのかおらないのか、これが第一点。第二点は、御承知のように五十六条の国会法の規定によつて、自由党の各議員が中間報告を求めるといふ事に出るのにはやはりそれ相応の理由と根拠があらうと推察されるのであります。問題は、中間報告だけでなく、中間報告の後に、国会法は「前項の中間報告があつた事件について、議院が特に緊急を要すると認めるときは、委員会の審査に期限を附け又は議院の会議において審議すること」ができる。委員会の審査に期限を附けた場合、その期間内に審査を終らなかつたときは、「云々」と規定されておるのであります。明らかにこれは非常手段でございまして、私としてはあります。が、資料を只今調査してみますと、これは委員会が混乱の極に達し、議案の審議がすでに不可能となつたような場合、乃至はその常任委員会の委員長が議事取扱が、各常任委員会を構成している各常任委員会の意思を一方的に無視して、全く問題にならないといふような場合止むを得ずとられるこれは緊急措置であらうと思ひます。私は本日より労働委員会に席を連ねたので、前後の事情を或いはつまびらかにしないかも知れませんが、私の知つてゐる範囲内においては、今朝ほどの委員長理事室において問題はあつたといひましたが、何とかしてこの法律案の審議に當つて誠意を尽そうという、議論は分れてもそういう意思は十分私は委員長にあると考へられる

のでありますが、中間報告というものは委員長に対して求められるものでありまして、ところがその中間報告を求められた委員長も現在の段階においては一方的に報告する資料を揃えてこれを本会議に報告する自由を持つていないと思ふのです、この状況を見ますと……、確かに与党側からはその立場において、野党側からは又その立場においてそれ／＼の報告すべき案件についての内容が規制されるのではないかとすら考へておるのであります。で、問題は、議連においてさうなる問題となつておられますことは、本常任委員会として不名誉極まりないこととでございます。即ち本委員会が何らかの意図においてこれは問題にならないという観点に立つのではないかと一応推測されるからなのであります。従ひまして委員長においては先ほど私が申ししたことについて何か御意見があるならばおつしやつて頂き、同時にこの常任委員会を構成している委員も賛成して、中間報告を求めておきます自由党に對しまして委員長からその間の事情の説明を求めて頂きたいと思ふのであります。大事な議案の審査の途中でありまして、本委員会が事と次第によつては全機能を失うか失わないかという重大な段階でございまして、議事進行の名目の下ではあります、以上の私は質問をし、そのお答えを聞いた上で又別して議事進行上の提案をしたいと思ふのでございます。（賛成と呼ぶ者あり）

○委員長（栗山寛夫君） 相馬君から御質問が出ましたが、念のためにもう一度私が答弁を申上げる前に相馬君にお尋ねを申上げます。

中間報告を要請する成規の手続をとられた方の中に労働委員が入つておられるというのを初めて伺ひました、それはどなたでございませうか。

○相馬助治君 それは他党の問題でございまして、その発議した者もその直前においても名前を変へることができました。従つてこの委員会において私が見た名前は誰と誰であるということをお申すことはばかれます。但し確かにこの委員会を構成している人の名前がその中にあつたということを私は確認しております。

○委員長（栗山寛夫君） それでは順次お答えを申上げます。

相馬君から委員長に寄せられた質問の第一点は、本日自由党の方面から成規の手続を経て労働委員長に本会議における中間報告を求める手続がとられておる。而も議院運営委員会或いはその委員会の中にあります小委員会、理事会等においてこの議が進められておるが、委員長は承知しておるかどうかというお問であつたと存じます。委員長は今朝ほど委員長及び理事打合会を開きまして、その後その打合会において議がまとまらないままに午後一時から労働委員会を開く約束をいたしました、当委員会室にやつと席をとめておる次第であります。午前中の委員長及び理事打合会におきまして、議のまとまらなかつた点につきまして、は、本日の委員会散会後改めて委員長及び理事打合会を開きまして御相談申上げること各理事に御賛成を得ておる次第であります。本日さうなことが当委員会の外において行われておりますことは、私は噂としては聞かないでもございせんけれども、少

くとも議長なり或いは議院運営委員長なりその他正視の機関から労働委員長は何ら伺つておりません。只今労働委員会において相馬君が御発言になり、さうしてつづきにその事情を知つたというのが最初でございまして。

それから第二点は、中間報告を求めるような事態というものは、相馬君の御意見によりまして、委員会が混乱をいたしまして、そしてその結論をつけがたいような情勢に立至つたとき、或いは又労働委員長の議事取り廻し等が極めて不穏当でありまして、このまゝでは円満なる委員会の運営ができませんと認めるとき、こういうような二つの場合であらうというのを指摘せられたまはして委員長のお質しになつたと思ふのであります。私は当委員会ではスト規制法案が審査付託せられて以来、極めて厳正公平に各委員諸君の御協力を得まして、会期末までには必ず本会議に報告する義務を感じつつ熱心に審議に當つて参りました。恐らくこれは委員長個人の感じであるかも知れませんが、当委員会におきましては委員会が収拾すべからざるような混乱状態に陥つたことは一回もございせん。又委員長は、自分のことを自分で申すのは如何かと思ひますが、体の続く限り、先ず各会派の御意見の調整はあつた限り今日までやつて参りました。意見の不一致等のために私が一方に偏した議事の進行を図つた覚えはございせん。又今日における態度をいたしましては、本日も労働委員会を開きまして、休憩に入つておられますけれども、これは会期末がだん／＼切迫して参りましたのに、要求大臣の御出席が得られないために目下休憩を

しておるような次第であつたわけでありまして、今後の見通しをいたしましては、委員長は八月七日を以て終りますところの第十六国会の会期末までに責任を以て本会議にスト規制法案に對する審査を終えまして御報告を申上げ、委員長としての責任を諸君の御協力を得て果したい、こういう工合に考へておりました、何らそこに確信に動揺を受けておるような点はございせん。

更に第三点といたしましては、仮に中間報告を求められるような場合がありまして、委員長といたしましては御意見を十分に尊重する意図はあるかどうかという御質問であつたと思ひます。私は非常に重要な問題であると考えます。勿論委員長の中間報告はさうであります、成規の通りに最終の審査を終りましたとこの委員長の報告にいたしました。これは国会法並びに参議院規則第百四条によりまして、多数意見者の承認を得ることにもなつておることは諸君が御承知の通りであります。従ひまして私といたしましては、若し中間報告をいたす必要が生じました場合には、その中間報告の内容につきましては、やはり各会派選出の委員諸君と十分に御協議を申上げなければならんと考へておる次第であります。

第四点といたしましては、本日のこの労働委員会の問題を、労働委員会の外において取扱ひについて議論をせられておる。私委員長自身といたしましては、甚だ以てその真意が奈辺にあるかは了解に苦しむのでございまして、けれども、少くとも本日の午前中に行わ

れました委員長及び理事打合会において、労働委員会の議事の円満なる進行のためにあらゆる努力を重ねて参り、而も本日委員会終了後には明日以後の議事の進行についてもよく打合せを申上げよう、こういうことによつて話し合ひがついておりましたにもかかわらず、その間において労働委員会に所属せられる委員がさういふ手続の署名に参画せられておるということにつきましては私は初耳でございまして、委員長といたしましては、若し相馬君の言われることが事実であるとしたらざるならば、これは若干考へるところがなければならんと、こういう工合に考へる次第でございまして。

○藤田進君 労働大臣が暫らくおいでになりませんでしたので、質問が途中で切れておりましたが、私は継続して質問を続けたいと思つております、なお、関連いたしまして、御答弁が明確でありませんので、この点明らかにして頂きたいと思ひます。

その点は、要するに政府が昨年の紛争に對して極めて公正中立な立場から自主的な解決を促進するべく努力したと、こゝろ言われて、成るほど資料にみ上げられたのであります、併し私が指摘いたしましたように、昨年の、殊に電産争議に関する限り、炭労も恐らくさうであつたと想像いたしますが、政府は公正中立な立場ではなく、日経連や経常者の人々と一丸となつて労働者に立向つて来た。この事実は調停案が出る前に吉武労働大臣はかく／＼の動きをやつておるが御承知かと、こういうことを申上げ、若干の人の名前も指摘したはずであります。

これに対して全然承知していない、こう言われておりますが、成るほど労働大臣はその後戸塚更に小坂、こういうふうに変遷を極めておりますけれども、今日若干の氏名を挙げて質問いたしておきます限り、おの／＼こういつた向きについて御聴取願えれば明白になると私は考えるのでありますが、知らぬ存ぜぬというだけでなしに、真に誠意ある御答弁というふうに我々が期待いたします場合に、当然今日奥にこれらに質して、更に吉武労働大臣に対して、後任の大臣としては時の事情を聴取されて、責任ある御答弁を私は求めたいと考えて以上のような質問をしたわけでありますので、どうか再度今質問しております通り、誠意ある、而も当時の実情を御調査の上で御答弁が願いたい、このように要求するものであります。

○国務大臣(小坂善太郎君) 先ほども申し上げましたように、私の了解しますところではそのような事実はない様子であります。

○田畑金光君 先ほど労働大臣は私の質問である昨年の争議の過程においては、労使関係の問題は飽くまでも労使の自主的な解決に待つべきであるという考え方の下に政府は対処して来た、こう申し述べたわけであります。私のお尋ねに対しては労働大臣は、今回の立法というものは争議権の禁止というものであるとして、ただ従来に不当或いは受当ならざるものとして考えられたことを、単に争議行為の限界を規定したに過ぎない、こういう答弁を以て報いられたのであります。私のお尋ねした事項に対するこれは私は答弁とは受

取れないのであります。と申しますのは、少くとも昨年の争議のあつた前後においては、こういうスト規制法案というものは現実には存在していなかつたのであります。今労働大臣は、ただ単に従来の不法受当ならざるものとされてきたものの争議行為の限界をきめたに過ぎないとおっしゃるけれども、すでに先般来の質問を通じて、どういふことが明らかにされたかと申すと、労働大臣自身がお認めのように、行政解釈によつて、従来判例等においては正當な争議行為の範囲に属する事項についても、今回のこの立法を以て明確に犯罪の対象となる違法行為に質的に変つて来たわけですね。そういった事ならば、単にこれは争議行為の限界を示したものでない、私の尋ねたいことは、現実には昨年の争議のときにこういう法律がなかつたやないか、若し政府の言うがごとく、労使の関係というものは飽くまでも労使の慣行と自主的な解決に基づくものであるとするならば、争議解決後の今日においても当然にその建前を貫くべきである。然るに今回突如としてこの立法をなされた。一体先ほど労働大臣の御説明の中にあつた労使関係というものは労使の自主的な解決に待つべきであるというその原則が、どうして今回このように質的に変つて来たか、今回の立法とその原則とはどう異なるのか、これについて私はお尋ねしておるわけでありまして、この点についての御答弁を煩わしいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 先ほどの御質問に対してのお答えの中で、私の申し上げたことをそのままにお取りになつていらつしやらないと思ひます。が、私は先ほどこういうことを申し上げたのであります。本来不当であり或いは社会通念上非とせられていたものをここに明確に不当であると確認するんだ、こういうことなんだであります。例えば石炭争議の場合に保安要員の引揚げというものはこれは不当である、或いは電産争議の場合にスイツチ・オフは違法であると明定されておる。ところで電源スト或いは給電指令所の職場放棄というものは、これは社会通念上非があるという考え方があつたが故に、これを昨年の争議の過程を通じて、その社会通念がそれを不当なりとするやうに成熟した、こういうことであるからこの問題をここに明らかにするといふのがこの法案の趣旨である、こういうことを申し上げておるのであります。

○相馬助治君 先ほど私委員長に質したことは、議事進行上の問題についてでありました。取扱ひ方がちよつと混亂いたしました。藤田さん、田畑さんから質問が加つたわけなのですが、私は問題にしたいことは、先ほど申します通りに、常任委員会の意思が無視されて中間報告が議院において、ハラスにおいて決定するということになれば、本法律案に賛成であるとか反対であるとかいふことは別個の問題として、この労働委員会の権威上これは極めて重要な問題である。従つて中間報告を求められるような委員長に行動があるならば、これは問題であると存じたので、私はその点を委員長に質しましたところ、委員長から極めて懇切丁寧な答弁があつて、本員は了承いたしました。委員長の答弁の限りにおいては、委員長が中間報告を要求されるような条件をなすことはなしていません。

と、私は確認せざるを得ないので。第二段に私が尋ねましたことは、然らば中間報告の勧告が提出されております自由党からも本委員会を構成している委員が出ておるので、これらの人は一本本委員会の審議の状態といふものをみずから党にどのやうに御報告になつておるのであるかといふことが、又私は一つの問題であると思ふのであります。自由党内部のことについてこの委員会がとやかく言うべき筋合のものではない。ただ私は問題にするのは、この委員会を構成しているそれらの方々の見解或いは今までの報告といふものが、一体どのやうになされて、不幸なる状態が予見されるやうなこの段階に來たのであらうかといふことを私は心配いたしました。本員は議事進行上委員長に協力する意味で、私は念のためにこの際でも結構でありますから、与党の労働委員の方から所見を拝聴しておくことのほうが念のためよろしいのではないか、かようなわけで委員長、その発言を委員長を通じてこれが取りなしをお願いしているわけなのであります。議事進行上委員長においては何とぞ本員の申しなれば、この際それらの間の事情を明らかにされることを重ねて希望いたします。(賛成と呼ぶ者あり)

○田畑金光君 井上さんからも説明されたほうがよろしいやないですか、この際……

○井上清一君 只今相馬委員から委員長に対して御質問があつたので、自由党の委員として一応御答弁を申し上げることが必要と存じます、私から申し上げたいと存じます。

本委員会が本国会において活動を開始いたしました以来、栗山委員長極めて熱心且つ又非常な努力を傾倒されましてのことにつきまして、私は深く敬意を表するものであります。本委員会において只今問題になつておりますところの電氣事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案につきましては、御承知の通り昨月の十一日衆議院より回付になりました、十三日より本委員会にその審議を委ねられ今日に及んでおるわけでありますが、会期末を過ぎること三日に至りますけれども、現在なお審議を進めておるというやうな状況であります。私どもはこの委員会の審議の状況につきましましては、党のほうには十分に連絡をいたしておりますけれども、本法案の重要性に鑑みまして、党幹部といたしましては是非とも一つこの法案についての中間報告を承わりたいという意向が非常に強かつた。私どもいろいろ説明をいたしましたけれども納得に至らず、先ほど相馬委員からお話がありまして、先ほど相馬委員から話に至つたやうな次第であります。私どもも労働委員といたしまして、本委員会の運営その他については十分詳しくお話をしたつもりであります。

なお又動議について署名して廻つた委員があるのではないかとこの点につきましましては、これは党において決定いたしましたことであり、私は恐らく党員全員が緊急動議には署名する習慣になつておりますので、党議において決定いたしました場合には、これは署名をせんとするわけには行かないという意味合いにおいて署名はされておる

と思ひますが、この点は明確じやないかと思ひますが、多分そういう事情じやないかと思ひます。

○相馬助治君 だん／＼と井上さんのお話ですが、全く本員は了解に苦しみません。それは御承知のように中間報告というのには中間報告と、こう聞きますと、話が長くなつたからこの辺で話を聞きたいというふうに聞えますが、先ほど私は煩雜を顧みず長々と説きあげましたように、国会法第五十六條の三の規定というのは、中間報告を求め、その結果については必要ならば委員会の審査に期限を付し或いはこの委員会からスト規制法なるものを取上げることが出来るのです。而もこの二つのことを前提として中間報告をしなければならぬのです。そういう重大な意味合いを持つておりますから、常識的に考えてみずなれば、中間報告を求めめる案件というものは、第一に議題が日切れの法案であるということが数えられなければならぬ。明日にどうしても通らなければ国家的損失があるというやうな場合、にもかかわらず委員長が不手際でこれを過ぎないという場合、第二は会期がいよいよ今日なら今日で切れる、或いは明日で切れる、どうしてこれらは緊急に何かこの法案を考へなければならぬというときにおいて、委員会の意思を無視して、初めて中間報告が求められると思ふのです。そういう意味で私は特にこの委員会を構成している自由党の方の御意見を尋ねたのであります。井上さんのお言葉とも思ひませんが、この常任委員会を否定される内容を含んだ、而も又そのことの成行によつては単なる中間報告でとどまらない、そういう案件につ

いて、井上さんは一方では理事として、緑風会、改進黨の諸君を交えて、特にあなたたちの意に満たざる発言をしがちな野党議員を抑えながら交渉してゐるという努力をなさつておる。一方にはもうこれは駄目だから打切れというに署名をしてゐるということになりますと、どうも党内の事情のことにについてはとやかく言うべき筋のものではないと思ひます。納得しがたいのです。私は、そこで一体自由党の諸君はどういうお考えであるかというのをまあお尋ねしたのでございませうが、慣例上云々と言ひますけれども、党内の事情を私はわかりません。わかりませんが、このこと自体は極めて不幸である。この委員会の意思にかわりなく議運においてはこの委員会を無視されるやうなことが漸々と進んでおるといふこと自体を私は知りませうが故に委員長にその所見を質したわけでありませう。委員長の所見を質せば、委員長は全く知らないし、委員長としては懲罰的な意味におけるこれは動議だと思ふのです。そういうものがあつておるとは極めて意外であるとおつしやつております。従つて私は井上さんのお話を聞いて納得するならば、成るほど中間報告も止むを得ないと、ここで自分の胸に聞かせようと思つてこのことを申したのでございませうが、本員が満足できないことを極めて遺憾といたします。ただ私は委員長に厳肅に申上げますが、かようなわけ、一方においてはこの委員会が事と次第によつては無視されるやうなことが他の常任委員会において議せられておるといふ現実を委員長はよく了解されて、本委員会の權威を守るために善

処されんことをこの際希望しておきます。

○吉田法晴君 今朝来理事及び委員長打合会で質疑をやるという事で質疑を續けておりますので、私はそういう話がこの委員会の進行を御存じになつておる人から、たとえその資格がどういふ資格でありましようとも、議運の委員でございまいましようとも、そういう話が出るはずがないと思つております。これは会派の方針によつて云々というお話がございまいましたけれども、私はそれは少くともこの常任委員会の運営の中に連なつておられる方としてはそういうことはあるはずはない、かように考へております。そこで問題は、今そういうお話が委員会にございませうか、私は常任委員長の意向も聞かないでそういうことを決定されると思ひませう。或いはお話の途中でそういう質疑等がはから出て来るかも知れませんが、それはそれから出て来るかも知れませんが、それはそれで思ひますけれども、それはそれとして、そのときになつて委員長とそれとて、委員会は全く知らないし、委員長は委員会として善処すればいいことであり、委員会としては質疑を續行されることを私は提議したいと思ひます。

○田村文吉君 私はこの機会に相馬さんからお話が出ましたことについて一言申上げたいと思ひます。それについて委員長からのお話もあつたやうであります。今日からですか、この委員会にお入りになつたので、或いは事情をよく御存じないかも知れない、かように考へますので、私は申上げておきたいの会に議論の小委員も中間報告に賛成しておるかも知れませう。ということ

は、私は元来三十一日に予算の終結がつくだらうから、それと絡まないやうに、その前日までに遅くも一つ我々の結論を得ようじやないかという事で、各種の出張旅行もできないだけ切詰めてやろうという事で切詰めて頂いて、そうしてそういうやうに運んで参つた。最後には三十日を以て討論採決に入るといふところまで行つたのでありましたが、たゞ／＼予算の問題がいゝろこじれたというやうなことの理由で、とう／＼三十日の日にこの結論を得ることができなかった。従ひまして私は三十日にできなかったが、果して三十一日に国会が延長されるかどうかはわからぬから、できるだけ一つ質疑等を進めようじやないか、それには同じやうな人だけ質問しておるやうだが、市川先生のごとき、一人でも二人でもまだ質問をなさらない方があるのだから、そういう方に質疑を先におやらせするといふやうなことをやつてはどうかといふこともし／＼／＼発言したのでありまして、そういうふうになつて参つたが、遂に不幸にして会期は延長せざるを得ないやうな状況になつた。そこで私は会期延長になつたらば直ちに一日二日と、我々はこの法案のために会期延長になつたとは思ひません。思ひませんが、少くともこの法案が審議終了でまだあるがために会期の延長を促進した問題であるといふことには間違いないといふ考へを持つておりますから、是非私どもは全部の責任を持つて、今日ぐらゐには全部結論を得るやうにしたい、すでに三十日の日に討論採決を終らうといふところまで一旦行つたのでありますから、そういうやうな考へでおりますところ

が、もう日が延びたのだから審議は又延ばそうじやないか、全部今までの日程というものは作り直してこれからやろうじやないか、こういう過程にありますから、私は決して今の相馬先生がおつしやるやうに、すべてがこれは懲罰的であるとか、或いは又最後の結論をどうするといふやうなことを考へないで、虚心坦懐に当委員会としてはこういう事情によつて延びておるといふやうなことを話されるのが本筋であるのではないかと、こういうことを考へますので、従つて委員のうちの而も理事である私として、又私どもの緑風会の議運の委員としては、止むを得ないのじやないかといふやうな話をしておるだらうと考へますので、私はこの際はおつしやうと緑風会の立場からそのことを申上げておきます。

○相馬助治君 そうすると田村先生に聞きますが、田村先生は理事の立場から、委員長及び理事打合会というものは結論に至らず、決裂の状態になつておるといふ立場をここに認識しておいでございませうか。

○田村文吉君 曾つて理事委員長會議が決裂したといふことを一言も申上げておりません。毎日々々やるんですが、理事、委員長會議といふものはもう半日は必ずそのためにつぶれる。殆んど審議の時間よりは、如何にして會議を進めるといふ時間のほうが二倍以上の時間を取つておるのであります。こういうやうな議事の運営といふものは非常に私は遺憾に考へまして、正式な理事及び委員長打合会といふものを持つて、幾たびか要求しておるのではありませんが、すでに多数の方が御参加に

なりまして、ああでもない、こうでも

ないということ、毎日々々小田原評定が続けられて来たということは事実であります。そのことだけを申し上げておきます。

○相馬助治君 私ははつきり田村さんに申上げておきます。相馬君は今日代つたのであるから前の事情をつまづかにしないであらうというのを見識高き田村先生の言葉とも覚えません。私は十分研究して、或いはあなたほどに至らないとしても、前の事情を大体つまづかにして来ております。私がここで問題にしたのは、中間報告がいとか悪いとか、私は言うんではない。従来中間報告というものはこういうような性格を持つておるが、この委員会の意思にかかわりなく、一方でこういうことが議せられておるから、私はあつたでこれが紛争の種になつたり、思はない状態になつてはいかないから、これらの事情をつまづかにし、委員長にも一本善処方を要望しておくというのが私の趣旨なのでございまして、中間報告はけしからんと、今度の中間報告はなさるべきでないという私は討論めいたことをしていないので、ただ私の了解する条件だけを掻き集めるならば、中間報告というものを今議するということとは、この委員会として迷惑であると考え人もあるであらうという立場から、私は議事進行上委員長にそのことを申上げておいたのでございまして、あの分は田村さんと私のことの見解の相違でございしますが、前のこと、知らないからさういうことを言うのであらうというふうなことは、いささかもさうなことはないのをごさいますして、その点は御了解願つておきたいと思ひます。

○田村文吉君 わかりました。いや、あなたは多分議事規則も知らないのじやないか、中間報告というものはこういうものであるぞということをよくみんなに呑み込ませる意味で、委員長にもよくそれを伝えるという意味で御発言になつた、さういうふうなことを今仰せになりましたが、それは……

○相馬助治君 私はそんな生意氣なことは、連記を調べて下さい。一言も言つていない。

○田村文吉君 さういう言葉が書いてあればどうか知りませんが、さういふことは説明してやろうと思つて、議事進行によつて私は発言した、さういふお話でありましたね。

○相馬助治君 さういふ意味も含んでいます、内容的には……

○田村文吉君 少くともさういふような意味であつたので、私は結構だと思ふのです。結構だと思ふのですが、同様にあなたはもう出でおらんでもすべの情勢はおわかりだとおつしやるが、一応私は過去はさうであつたといふことをあなたにやはり御説明するところが、今後の議事進行の上に都合がい、さういふ考えで申上げたのでありますから、どうかお互い他意のないところで今後の審議を進めて頂きたい。なお、今後私は議事進行について、今の問題に触れないで、質問があるなら質問に入つて頂きたいということとを希望いたします。

○相馬助治君 了解。

○吉田法晴君 質問に入りたいと先ほどから申上げておるのですが、今お話の田村先生のお言葉の中で、午前中の委員長及び理事打合せで、さうしたのと関連して申上げたのですが、過

去のことは言うまい、それから又過去のことに就いて、今言葉の中にありました議事進行の打合せが時間を取つたといふことについては、それは私どもでも、併し与党のほうでも早く打ち切ろう、打切ろうということがあつたから、そこで議事進行についての相談が長くなつたのだという点は、私も午前中の委員長及び理事打合せで明らかになつたと思ふので、それらの点は抜きにして、それから又進行について、後刻委員長及び理事打合会を委員会が済んだ後やるということになつておりますから、それに従つて取り進めを願うことに賛成をいたします。

○田村文吉君 今日はこの委員会が終つてから委員長及び理事打合会を開くことは、屋前に御決定になつております。是非、是非に御決定になつております。不在でありましたのでお聞きしております。おりましたので、併しいつでも私は委員長及び理事打合会をお開きになることは異議がないのであります。ただそれは承わつておりません。おきませんが、若しそれが開かれたあとで、結了をいたしましたあとで又お開きになるといふなら喜んで出席します。どうか議事をお進め下さることをお願いいたします。

○田村金光君 それでは私質問を継続したいと、さう思ふのですが、先ほどの労働大臣の答弁は、どうも私の聞きたい要点から常にそれる感じがするわけですから、今の御答弁によりますと、昨年の争議の経過によつて、従来不当であり違法とされた争議行為に關し社会通念が成熟したので今回この立法を出したのだ、さういふ御答弁があるわけであります。それじゃお尋ねいたしますが、社会通念が成熟したので、昨年の争議の少くとも前半から中期に亘る間に、労使関係については政府は不介入の原則をとつておられたわけですが、さうしますと労働大臣といたしましては、或いは政府といたしましては、社会通念の成熟ができたので、政府の不介入の原則というものは一応御破算にして、この際本立法を出したのだといふことに態度が變つて来たのかどうか、この点について私は御質問をしておるわけであります。御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(小坂善太郎君) お答えをいたしますが、争議自体の解決については、できる限りこれを自主的にやつてもらふという原則については、毫も變つておりません。ここに御審議を願つておきますのは、繰返して申し上げますが、不当なものをお認めと明瞭にする、或いは従来社会通念上非とされていたものをここに不当であると明確にする、さういふことでありまして、いわば経済闘争でありますから、これを如何に解決するかは自主的にやつてもらいたいという原則に變りないのであります。その土俵を公正に作つて、第三者に迷惑をかけることをとめる、さういふ趣旨なのであります。

○田村金光君 どうも労働大臣は、率直に考えられたことを御答弁願ひたいと思ふのであります。あなたの提案理由の説明の中にもさう明確に語つておるわけでありまして、「労使関係につきましては、法をもつてこれを抑制規律することは、できる限り最小限とし、労使の良識と健全な慣行の成熟にゆた

ねることが望ましいことは言うまでもないこととあります。しかしながら政府としては、かかる基本原則のみを固執し、いたずらに手をこまぬいて当面の緊急問題に對して必要な施策を怠ることは許されないと考へるものであります。さういふ場合に御説明なさつておるわけでありまして、そこであなたの提案理由の説明の中にも明確に語られておるのであります。従つて私は、あなたは昨年のあの争議からして社会通念が成熟した、さうして従来政府は労使関係といふものは労使の良識と健全な慣行の成熟に委ねる、さういふ基本原則をとつていたけれども、この段階に至つては基本原則のみを固執して、徒らに手を拱くことは、政府の立場として許されないと、さういふことで立法をなされたのかどうか、あなたはさういふ提案理由の冒頭に述べられたことをお認めになつておるのかどうか、さういふことを私は先ほど来お尋ねしておるわけでありまして、御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(小坂善太郎君) お答えいたします。提案理由の説明は飽くまでもその通りなのであります。繰返して申しておきますが、この法案の意図するところは、不当のものを不当であると確認する解釈法規のようのものであることを明定するのだといふのであります。従来ともこの炭鉱の保安要員引揚のごときは、労働法三十六条を待つまでもなく、或いは労組法一条二項において、当然争議が終つて歸つて行く職場を失はしめるというふうなもの、争議行為として不当でないといふ考へ方があるわけでありまして、併し一方において、争議行為としてならば如何なることをしても違法性が阻却

されるということがあるか、それを明らかにするということでありまして、決して労働関係のことに政府が不当に介入するということではない、範圍を明らかにしよう、こういう趣旨でございますから御了承願います。

○吉田法務卿 ちよつと恐れ入ります、私は大臣の答弁の中に矛盾がある点を指摘をしておると思ひます。自主的な解決に待ちたい、或いは法で抑えつけることはやりたくない、御遠慮願いたいという言葉を使われておられますが、そうしてそれは行政解釈だ、こういうことです。それならば何も法をここに作る必要はないじやないかというのが第一点、それから保安要員の引揚げ或いは電源職場の放棄のときは不当であるという社会通念が成熟した、或いはこの法律を待たないでも、不当、或いはそれは不当と違法というものは同じですけれども、違法だということとは今まで明らかであつて、それを念のためここに解釈するのだ、その解釈をこの法律で作るのだ、こういう御説明ですが、今までの質疑で明らかになりましたように、或いはスイツチ・オフでさえも必ずしも違法でないという判決がある、或いは保安要員の問題についても、鉱山保安法上違法であると考へられておりますものと、或いは労働法三十六条に入らないものがあるということも認められておる、従つて第二点の不当である或いは違法であるということ、今までの法律關係とは違つておるのじやないか、これは今までもお認めになつた。そうするならば、第二点の不当であるから、或いは社会通念が成熟したからこれを違法なものとしてそういう解釈を念のため

に委ねて労働関係を期待して行くという問題は、昨年の争議の結果、社会通念の成熟を待つて今回これを變更せざるを得なくなつたのだ、こういうことをお認めになつたと見るのであります。これは提案理由の冒頭に載つておりますので、若しこれをすらもお認めにならんといたしますならば、誠に政府の立場、考え方というものは日和見的であり、或いは又便乗的であると指摘せざるを得ないと思つたのであります。と申しますのは、一例を炭鉱の場合にとりましても、四十数日間、昨年の争議におきましてはこれを放棄しておりました。どういふわけでこれは放棄したか、即ち政府は、独立後、講和発効後の最初の争議である、資本家陣営においても日経連を背景にして新しい陣容が整つて来た、こういうことが一つの情勢観察であつたのであります。同時に又貯炭というものが石炭の価格というものを下押ししていた。従つてこの争議を通じ長期ストライキをやることは、何ら経営者陣営にとつても政府にとつても痛手でない、こういうことで以て当初は傍観していた。そうして輿論の批判が強くなつて来たので、彼ながら政府は手を出して来た。而もつとに客観的な情勢は一方的に労働者に責任があるかのごとく輿論というものが形作られて来た。そういうような客観的な情勢を背景にして、争議解決後にこの立法というものが提案された。これは事の真相を知る者が少くとも容易に認識できることの経過だらうと私は考へるわけでありませう。

そこで私はこの際更に問題を進めてお尋ねしたいことは、先ほど来電氣に關連して、たとえこの法律ができても電氣関係労働者にはなお争議が残されておる、こう言われております。炭鉱労働者についても同様に申しておるのであります。ところが電氣と石炭の場合を分けて考へなくちやならんことは、先ず石炭についてお尋ねいたしますならば、一体昨国民衆が迷惑を受けた或いは公共の福祉に影響を及ぼした。これは保安要員の引揚げという争議の手段によつて公共の福祉が阻害されたのか、或いは六十三日に亘る長期の争議のために石炭が出ない結果、石炭の規制を受ける工場の煙が減らざるを得なくなつたという、石炭が出なかつたというがために公衆は迷惑を受けたのか、どつちが真相なのかというところを先ず一点承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) その只今の御質問の前段ですが、政府の言つてゐることは、交渉内容というものは自主的にやつてくれとそう言ひながら、法律をここに提案しているじやないかということですがこれについては大体御説明がついたと思ひます、御了解を頂いたと思ひますが、(まだつかんつかん)と呼ぶ者あり) 例へば労働法の三十六条を御覧頂いても、ああいうもので人命の危険のあるようなものはやつてはいかんという法律を出しておるわけですが、併し政府として、交渉はできるだけ自主的にやつてもらいたい、労働関係の良識と慎行の成熟に待ちたいと言つてゐる考え方は少しも變つていない、その間の矛盾がないと同様に、この法律案、今私が提案理由で言つてゐるとお述べになりました点には少しも矛盾がないと私は考へております。

なお第二点の御質疑ですが、保安要員の引揚げがあつたから公共の福祉を阻害したのか、或いは石炭が出なかつたから公共の福祉を阻害したのか、こういうことではあります、これは両方だと思つたのです。非常に長期に亘る罷業の結果、ガスが出なくなつた、或いは石炭の貯炭が非常に少なくなつた、国鉄においても終戦直後の状態に列車の運行がなされるじやないか、こういうことが現実に恐れられましたので緊急調整をいたしましたわけなんです。併しそのときにこの保安要員の引揚げというところを考へてみると、保安要員の引揚げは労働法三十六条を待つてもなく、先ほどから言つてゐる通りに、労働法一条二項に照してもこれは違法と考へられる。併しそういう解釈があるとしてもなお且つそうした指令が出るということは、これはもつと解釈を明確にする必要があるということでは法律が提案されているということとはしばしば申上げておる通りであります。

○堀江君 ちよつと田畑君の質問に關連して、社会通念という問題についてお伺ひしたい。これは一昨日の堀原君の質問のときにも出ておつたのであります、労働大臣はいわば条理である或いは一般的な法意識ともいふべきものだ、こういう御説明をなしておる。その社会通念が成熟した、ところがストが終つてからこの法案と同じ趣旨の法案が一カ月或いは一カ月前半くらいの間において国会に出ておるわけですから、その一カ月前半乃至一カ月前半の間に果して社会通念の成熟と言へるかという点が第一点。

それから社会通念の成熟の根拠を、労働大臣は選挙において自由党に対する投票の多数によつてこれを証明することができると、このお話になつてゐるのですが、それを一応確認するため、先ずその点について質問いたしたいと思います。

○国務大臣(小坂善太郎君) この問題につきましては、先週この委員会では、労働大臣から御質問がございまして、そのときもお答えを申し上げたのでございしますが、私もこの社会通念というものは、非常に健全なる常識と申しますが、社会一般に是なりと認識されるその内容が、社会全般の公共の福祉のために破るべからざると思ひ、せられておるような、そうした概念、健全なる概念であらうと思つたのです。それで一月で社会通念が変つたのかというお話でございしますが、この考え方は、あの争議の苦い経験を通して逐次成熟して参つた、こう考へておるのではありません。然らばその根拠如何、こういうことでございしますが、それにつきましては、政府といたしまして、二月において公聴会を行いました。そのとき何ら、電気の直接の生産或いは販売、或いはその電気というものに直接の関連のない一般の消費者におきまして、全員(全員じゃないよ)と呼ぶ者あり)法案の趣旨に賛成をされまして、一日も早く成立を待つ、そういう事実があつたのでございします。なおそういう問題に對しましてこれはいかんというところで取上げた政見は、その後において選挙をくぐつておる、又選挙前といたしまして衆議院において圧倒的な多数を以てこの法案は可決されておる、そうしたようなことをいろいろ

を勘案いたしますと、やはり社会一般の良識というものは非常に素朴なる大衆の観念の中に求められる、政治家といふものはそれを正しく把握しなければならぬ、素直にとらなければならぬ、こう考へておる次第であります。

○堀真琴君 自由党が圧倒的に支持された、そのことが社会通念の成熟を証明するものだ、こういうお話であります。確かに自由党は昨年の選挙においても、今年の選挙においても第一党になつております。併し数字を調べますと、昨年の選挙では四七%の投票数を獲得した、今年の選挙では三八%の投票数を獲得いたしております。この点から申しますと、多数には違ひない、併し圧倒的な多数というところは言えないと思ひます。それからもう一つ、自由党がそれだけの票を獲得したというこの最大の理由がこのスト規制法を提案しておるからだということにはならないと思ひます。それから輿論そのものについて見まして、自由党の集めた票数というものが、私はこの前にも労働大臣に質問したのでありますが、決して公正な輿論の上に立つて集められた票数ではないということ、例えば選挙違反等の事実を徴して、これは明らかだと思ひます。従つて輿論の根拠としての大臣の説明は、我々としては納得しがたいわけでありまして、その点であります。

で果して成熟するものかどうか、私どもは社会的な慣行なり或いはその他の判例等が積み重なつて、初めて社会通念といふものが成熟して来るものだと思つておるわけですが、その点に關して法務省の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(小坂善太郎君) 先ず第一点の御質疑に對してであります。私ども自由党のみが圧倒的に勝つたといふことは申しておるわけですが、又そのよつて以て来るところの原因がスト規制法案ばかりであるといふことは申ししておりません。併しこのスト規制法の必要性を訴へた政党が自由党のほかに衆議院におきましては有るわけでありまして、それらを合算しますと三分の二の多数になるのだから、そのうしたものを取上げるべきではないか、こういうことを申しておる次第でございします。

申しますか、そういうふうなものを社会通念と考へておるわけではございませう。従ひましてこれがそのとき々の問題に、具体的問題につきましてもいろいろの条件を勘案しまして社会通念があるかないかどうかといふことがきまるのでありまして、幾ばくの期間を要するかといふような問題ではないと考へております。

○堀真琴君 只今の法務省の見解では期間には關係がないというお話であります。併し常識的に考へてこれが社会通念であり、そしてこれが成熟したといふからには相當の根拠がなければならぬと思つたのです。労働大臣は公聴会等において消費者の大半がこれに賛成しておつた、それから又自由党に對する投票も圧倒的に多かつた、それだから社会通念は成熟した、このう申しておるわけですが、法学者としての立場において法務省としては果してそれで社会通念の成熟と言われらるか、その点をもう一度念を押してお尋ねしたいと思ひます。

とについては十分できておるのだらうと思ふ。一定の社会通念がある、それが成熟するといふためにはその成熟の根拠がなければならぬわけですが、自由党が圧倒的に多数を取つたから成熟したとか、或いは消費者の多数がどうも電気が切れては困るのだと言つたから社会通念が成熟したといふので、果して法務省としてはそれを正しい見解であるとして持つことができるかどうか、これをもう一遍お尋ねしますから、お答え願ひたいと思ひます。

○説明員(桃澤全司君) 先ほど労働大臣の仰せられました選挙で多数を取つたといふこと、或いは公聴会で多数の者が賛成した、これだけで社会通念が成熟したといふ断定を下すことは少し早過ぎると思ひますが、これらのものもすべて含めてそのほかのいろいろの要因を考へますならば、私どもとしても……「ほかの要因も答えて下さい」と呼ぶ者あり。

「冗談じゃない」と呼ぶ者あり）こういうふう考えたのであります。

○堀眞琴君　そうすると社会通念が成熟したということにはならんわけですね、社会通念は成熟したとは言えないわけですね、法律家の立場からいって、法律家の立場から答えて下さい。

○説明員（桃澤全司君）　成熟したと言えないわけですね、法律家の立場からいって、法律家の立場から答えて下さい。単に常識的な回答でなくて、私は法律省は法律の専門家だという考え方を保持しておりますから、明確にお答えを願いたいと思います。

○説明員（桃澤全司君）　甚だ未熟な答弁で誠に申し訳ありませんが、大体この社会通念というものは、そういう常識的なものでして、（笑）これを……

○堀眞琴君　一般的な法意識という問題を私は中心に出しているのです。

○説明員（桃澤全司君）　法意識、これは非常にむずかしい言葉になりますけれども、簡単に申し上げますと、先ほど申し上げましたように法の解釈、具体的なケースに当てはめる上において法の解釈をする、その判断の基準となる健全な一般常識、こう申し上げていいのじやないかと思ひます。法意識という言葉になると非常にむずかしくなりますが、簡単に言えば健全なる一般常識、それが社会的に通用するもの、こういうことになると思ひます。

○堀眞琴君　それが成熟したとは少し早過ぎるという見解だというお話でしたね。

○説明員（桃澤全司君）　成熟というのは、これは私はもう社会通念がそこに成熟していると、こういうふうには申し上げたのであります。

○堀眞琴君　成熟しているのですか。

○説明員（桃澤全司君）　これは言葉の使い方、表現の……

○堀眞琴君　先ほど成熟していると考へるのは早過ぎると、そうおつしやいましたね。

○説明員（桃澤全司君）　違います。これは選挙の結果多数を占めたというところで判断するのは早い、或いは公聴会だけで、公聴会で多数の者がそういう判断をしたそれだけで、（多数が賛成しておらん）と呼ぶ者あり）社会通念の成熟を見た、こういう結論を下すのは早い、その他の条件を勘案して……

○堀眞琴君　その他の条件を話して下さい。

○説明員（桃澤全司君）　それは先ほど申し上げたことになるのですが、石炭産業或いは電気産業の重要性という……

○堀眞琴君　それだけでいいですか、そうじやないでしよう、そうじやなく、その他の条件というものは別個にあるわけでしょう。従来電気や石炭のストは不当であるという考え方があつた、それがこのスト規制法案を出そうという自由党に対して圧倒的に輿論がこれを支持した、だから社会通念が成熟したというのが小坂労働大臣の言なんです。あなたはそのだけでは成熟したというのには早過ぎる、こういうお話です。それを私は電気や石炭のストに関する従来の見解以外の他の要件があるかどうか、あるならばその要件を具体的に話して願ひたい、こう思ひます。

○説明員（桃澤全司君）　只今申し上げたところで大体労働大臣の仰せられたことと余り違わないのではないかと考へております。

○堀眞琴君　違わないことではないのです。非常に違ひます。（違ひない）

と呼ぶ者あり）投票や或いは公聴会等における消費者の賛成意見だけでは社会通念は成熟したと言ふことはできない、こう言つてゐる。ところが小坂労働大臣は、社会通念の成熟の根拠は何かと言へば、消費者の大半が賛成しているということ、自由党に対してこれを支持しているのだ、投票等に現われたところから見て支持している。

「国務大臣小坂善太郎君違ひないじやないか」と述べ

○委員長（栗山長夫君）　大臣は私語をやめて下さい。

○堀眞琴君　大臣とあなたの考え方はまるで違ひます、この点も。（同じだ）と呼ぶ者あり）なお私は追及したいのですが、それからもう一つやはり私の発言で問題になりましたが、輿論の問題がある。素朴な輿論は民の声で、これを聞くのが政治家だ、そうして私が、輿論は作られるものだ、こゝう言つたのに対して、私が如何にも独裁政治を考へているかのごとくにあなたはおつしやつておられる。宮澤君から又輿論が出た。議員を侮辱するものじやないか、こういうお話がございまして、併し輿論はあなたが考へられるような素朴な自然発生的なもので作られるものではない。誰かが何らかの意見を發表する、これに対して大衆が支持する、こういう形で輿論ができて来るのです。殊に日本のように民主的な慣行においても日の浅い我が国の社会においてはなおのことそうなんです。私はそういう意味から申しまして、自由党が昨年の選挙でも或いは今年の選挙でも第一党になつたからといって輿論が絶対的に支持しておるといふことは私は言えないと、こういうこ

とを申しておるのであります。（議會主義じやないか）と呼ぶ者あり）あなたは議會主義なんて言つて知つておりますか、私は議會主義なんか信じておりません。（笑）私は議會主義について若干の知識を持つておりますから余りうるさいことを言わないで下さい。輿論と社会通念を小坂さん混同しておられる。この前の御意見でも輿論と社会通念を全く混同してお話になつておるが、その区別を労働大臣からお答えを願ひたいと思ひます。

○国務大臣（小坂善太郎君）　私が輿論と社会通念を混同しておると極付けておいて、そうしてこの区別を明瞭にせよ、こういうお話であります。私は混同もしてなければ、別に非常に懸け離れたものとも思つておらないのであります。社会通念とは何かといふと、これは非常にむずかしい問題で、一言にして表現することは非常にむずかしいのであります。先ほどもお話がありましたが、民法で申しますと、それは常識、信義、誠実の原則とかそういうふうなものに近いもので、まあ結局社会の健全なる日常生活における常識、そういうふうなものであらうと思ひます。

それでは世論といふのは何かといひますならば、私は世論といふのは、やはりよつて以て作られるものではないという考え方を持つております。やはり国民はすべて日常生活、又それの関連するところの経済生活、又政治というもののに対して非常に関心を持つてゐる。これは生活することから来る必然であらうと思ひます。そうしたものに對して自分の考え方はどうだといふことが

おのずからそこに自然発生的に現われて来るものがあるのです。そういうものがおのずから形成せられて行くものが輿論であらうと、こういうふうには考へております。

○堀眞琴君　余り学問上の意見を述べ合ふのはこの委員会の本旨ではないと思ひますから、そう深く答へる必要はないと思ひますけれども、もう少し私は、労働大臣も経済学をやられたのですから、輿論の性格というものについて勉強されるほうがいいと思ひます。

それから一昨日堀眞琴君は社会通念には今日二つあるのじやないか、一つは新しい憲法の下において認められた基本的人権、わけでも労働権を尊重するといふ社会通念、これに対してこれを非とする、或いは非とするといふか、ストライキ等を禁止しようといふ社会通念がある、こういうことを話されたわけですね。ところが労働大臣は又一方では、ストライキについては従来政府としてはこれを不当と考へて来た、併し中にはこれを不当と見ない向きもあるんだ、こういうことをお話になつておる、そのためにこのスト規制法を出してそれを明確化する、こういうお話なんです。そういう場合に、ストライキに對してこれを是とする或いはこれを不当とするものがある場合に、どうして一般的な社会通念或いは一般的な法意識といふものがそこに成り立つてゐるか、少くとも社会において利害關係が相對立しているというふうな今日のような状態においては、一般的な社会通念とか或いは一般的な法意識と

いうものをどう判断によつてあなたはその点をどういう場合におきめるか、その点をお尋ねしたいと思ふのです。ですから、第一は、昨日の堀原君の質問に対する回答を私も求めるし、それからもう一つは、どうして共通或いは一般的な法意識というものをあなたは判断されるか、このことをお尋ねしたいと思ふます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 社会通念に二つあつて、一つはスト権というものを無制限というか、非常に尊重しなければならぬという社会通念、一つはスト権というものを制限するというものを考える社会通念というのであります。私は一般的に一つの意見としてはそういうものはあり得ると思ひますが、いわゆる社会通念として把握される場合には、その両者が渾然一体となつたものがあるかと、こう思ひます。即ちその何といひますか、良識に基づくところのスト権のあり方というものを判断する社会的な基準、そうした観念というものがあつて、思ひます。ここに申上げておきますこの法律の趣旨というものは、大体、労働法を見ましても、労働法を見ましても、争議行為としては不当だという考え方はあるわけですが、正当ならざる争議行為というものはある、こういう考え方はあるんです。併し一方において争議行為であるならばそれは何をやつてもその違法性は阻却されるという考え方もあるんです。そこで私も政府として、その刑事上の或いは民事上の免責のなされ得る争議行為の範圍というものはどこまであるかというのを明定しようと考えておるものでありまして、これで以て私お答えになると思ひます。

が、ならなければ又お答えいたしま

○堀原君 どうも関連質問で、田畑さんこれでやめますからあとやつて下さい。今のお答えでは、結局前の言葉をただ繰返していられただけで、本當に一般的な法意識というものをつかまえて、あなたはつかまえた根拠を私はお尋ねしているわけですが、ところが社会は利害関係が対立している、何も私はここに階級とは申しませんが、いろいろ利害関係が対立している異質的な社会、同質的な社会ならばあなたも御承知のように、そういう意見の対立とか利害の対立というものはないはずであります。ところが今日のような異質的な社会ではそれが対立している。その対立している社会において一般的な共通の法意識をあなたはどういう工合にしてとらえられたか、若しそれを具体的に御説明を願ふならば、非常に辛う辛うなるかも知れませんが、あなたの素朴なお考えで一つ率直にお話を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 私も学問がないので、非常に素朴なお答えしかできませんで恐縮でございますが、私今まで御意見を伺つておりますが、対立社会という構想と、畑さんの抱懐される構想と、私ももの考へております。総合した信頼と和解と友愛の上に立つ社会という考へ方とが違ふんだというところを少し思ふんであります。従つてその間にはつきり割切つて、畑さんも納得され、私もこうだと言ひ切れる調和点がなか／＼見出し得ないではないかという、そういう印象を受けるわけでありまして、それで私もあなた一方において極端にとられる場合に、私もとらえては、その間の調和を図りたい、こういう考へ方を持つておるのであります。それで何によつて調節するかという、やはりこの民主主義の原則ではなからうかと思ひます。何物にも捉われざる意思の表明せられるその結果において、それがどういふことにおいてとられるかという、やはり最終的にはこの選挙によつて構成せられる国会において判断する、これがやはり民主主義の原則、最終判断の基準ではないか、こういうふう考へております。

○田畑金光君 私の質問に對しまして、関連として畑君から御質問がありまして、たので、又私は私本来の質問に戻りたいと思ふので、只今の社会通念と輿論の問題に關連して、私もこの際一つ伺つておきたい事項が生れたわけでありまして。只今労働大臣は、社会通念の一つのバロメーターとして選挙ということをお話しやつたわけでありまして、従つて我々といひましたも、民主主義社会における選挙或いは輿論、従つてその機能の重要性というものを認めてざるを得ないのであります。ただ先般来の労働大臣の答弁を聞いておりますと、選挙において支持を得た、さうしてこれが社会通念として今回の立法等の正当性を根拠づけられておるわけである、これに對しまして先般畑木君からも、選挙というものが公明に行われておるかどうか、買収選挙というものがやられておるかどうか、買収

比較いたしますと、きわめて僅かなものである。精神的損失ということをおあなたは語つておるわけでありまして、而も先般来の説明を聞いておると、公共福祉の中には、物質的、精神的両面があると、こう言われておるが、今社会通念からいへば論議されておるけれども、一番手取り早いものは、こういう悪質な選挙違反者が今日の關係の重要な地位を占めておるといふことは、これはその犯罪性からいへば、悪質性からいへば、道義心の欠如からいへば、社会通念から欠如しておる、こういうものこそ私は国民の法意識からすると糾弾すべきであるという社会通念が成熟しておると考へておるの成熟といふものは一例をとるといふふうなものであると私は考へるのであるが、労働大臣は如何ようにお考へになつておるか、この点について先ずお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 関連質問が重なりましたために、一問一答は遅れまして申訳ありません。(何を謝るんだ)と呼ぶ者あり。

只今の御質疑でございしますが、日本の国会は非常に不正なものではないか、民意を正確に反映してないのではないかと、私は考へておりますが、私はそのようには考へません。

○田畑金光君 小坂労働大臣は私の質問にお答えになつていないと思ふのです。即ち一般的な社会通念の成熟といふものが一般的な法意識の成長であるといひますならば、今申上げましたような悪質な犯罪行為、こういうふうなものこそこれを糾弾すべし、こういうふうな一般世人の法意識が成熟して

おもうのでありますが、こういうようなものは、こういうようなものこそ社会通念として呼んで然るべき内容と私は見受けるのであります。不幸にして自由党の例をとりまして、先ず自由党の例は別にいたしまして、社会通念というものは、こういうような明確な犯罪性を内包したものに對して一般的に生まれて来る法意識である。断罪するところの法意識である。私はこういうように解釈しておるのであります。この点についてはどういふふうにお考えでありますか、お尋ねして置きたい。

○国務大臣(小坂善太郎君) 正しいものを正しくし、不正なるものを不正として断罪すべしということが社会通念であります。

○藤田進君 ちよつと関連して。どうも大臣の御答弁は、時間が経てばそのうちにまあ与党が数が多いのだという感じを、私のひがみかも知れませんが、非常に受けるのであります。従つてもつと論理的にやはり御答弁があつて然るべきだと思ひますので、その意味でお答えを願ひたい。

先般通産大臣に対して質問をいたしました際に、通産大臣は、お答えの用意がないものか、お答えができない良心を持つておいでになつておるのか、実に逃げ去るごとく立去られたわけ、御答弁を頂いておりません。それと只今の社会通念の成熟、不当なるものを不当として規制して行くんだ、こういうことについての根拠が私にはどうしてもわからない。素朴にわからない点があるのであります。その点は先ず石炭産業について言えば、要するに自分の職場を再び帰つて来ることで

きないようにすること、これは何といつても許しがたいものである、三十六条を待つまでもなく、こうおつしやつております。更に一面、日本の貴重な鉱物資源を滅失するがときは、これ又社会通念に照らして許されないことである、ましてや保安要員であるこの人命云々、こう並べられまして、よつて不当である、こう言われておると思ふのであります。その通りでございませうか、その点は。

○国務大臣(小坂善太郎君) この法律案をお読み下さいと書いてございませう。電氣事業に従事する者は、争議行為として、電氣の正常な供給を停止する行為その他電氣の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為をしてはならない。これが第二条であります。第三条には、「石炭鉱業に従事する者は、争議行為として、鉱山保安法に規定する保安の業務の正常な運営を停廃する行為であつて、鉱山における人に対する危害、鉱物資源の滅失若しくは重大な損毀、鉱山の重要な施設の荒廢又は鉱害を生ずるものをしてはならない。」。こういうことでありまして、大體御題目のようない。

○藤田進君 おおむねその通りだとおつしやればよろしい。そこで問題は、争議行為としてはいけないが、争議行為でないならばよろしいということが私にはわからないと言つていふのであります。つまり今日石炭産業を例に見ても、多くの山が休止し或いは廃止されてゐる、この事実はお認めになると思ひます。相当の数になつております。いや、この第三条は、そんな小さい中小炭鉱にはこれは適用しないのだとおつしやれば別だが、如何なる山元

であらうとも、この第三条は適用になる。いやしくも鉱山保安法の適用になつておるいわゆる鉱業、こういうふうな考へるのであります。今日多くの山が休廃坑になつておるが、これはむしろ争議手段としてではない、ところがその経営の事情によつて、所有者が独断に休廃坑するといふこの結果は、取りも直さず日本の貴重な資源を、これを滅失するといふか、休廃止するわけでありませうか、山全体が、これはやはり公共の福祉だといふ政府の提案から見れば、これは許さるべきことではないと考へられるし、更に又職場に再び労働者が復帰できないようにすることとは、公共の福祉、社会通念として許されないと労働大臣は言つておるのであります。いいですね。休廃坑されておるこの山の山といふものは、今日再び労働者が職場に復帰することができない状態が起きておるわけですから、この法案の提案理由と全く別の理由がどこにあるのか、延いては過般お尋ねいたしました労働権と財産権、二十八条と二十九条、憲法の、どちらが上でどちらが下なのか、或いは横の関係かと言つたときに、上下の関係ではない、これは相共に調和を保つて行くところの対等の立場であつて、決して上下の関係ではないとおつしやつておるわけですね。併し現実にこの法案第三条を見ると、以上申上げたように所有権、財産権に對しては、その鉱物資源を滅失しようとも休廃坑しようとも、これは所有者の自主的な意欲に任されておるし、労働者が再び職場に帰ることのできない状態は、これは許されておる、これではこの法第三条提案の理由といふものは全く失つてしまふことになる

が、憲法二十八条、二十九条に関連して一体どういふ説明をなさるのか、これを通産大臣にお尋ねいたしました。労働大臣は提案担当者として、この関係をどう考へておいでになるか、これをお伺ひしたいと思ふ。

○国務大臣(小坂善太郎君) お答えいたしますが、二十九条の財産権は、争議行為によつてこれが侵されることはよろしくない。ただ、経営者の炭鉱の採掘又は保存の措置を講じております場合に、労働者が保安業務を放棄するといふことは憲法が保障いたしますところの争議権の濫用である、こう思ひます。又経営者に対して受けるべからざる損害を与えるものであります。又労働者が争議を終つたあと帰るべき職場を失ふという失ふことであるとして、法益権衡を著しく失ふものであります。こういうような争議行為が許されないといふことは労働組合法第一条、第二条の法理上から明らかなところであります。本法案の第三条はこうした本来不当な争議行為の方法を確證的な意味で明らかにしたものであります。従ひまして経営者が炭鉱を休廃止するといふこと、不当な争議行為の方法の範圍を明らかにしようとする本法案とは、一応関係のない事項であると思ひます。

○藤田進君 そういたしますと、ストライキなどではないけれども、資本家が

ぶちこわすやつは、これはいいのだ、それは失業保険があるから、労働者が職場に復帰しなかつてそんなものは問題ないと、こうおつしやつておりますが、失業保険は一〇〇％ではない、六〇％しか支給しないし、而も六月で

す。而もその間に職業が与えられたのを断つたらそれきり失業保険はもらえないといふような状態にあるわけでありませう。私が申上げておるのは、まさに今大臣の申されておる御答弁では、憲法二十九条の財産権は、これは実に超越したものであつて、二十八条の労働権などはこの二十九条の前にはもはや及ばん権利であつて、その下で

ある。何故ならば、争議手段として所有権者である事業者に対してそのような対抗するといふことは、これは法益権衡の面からして余りにも所有権を侵害するも甚だしい、調和が保つていない、こうおつしやつてゐる。一方労働権については、これは失業保険があるといふことで、すつかり経営者の責任というものはなくなつてしまつてゐるわけですね。失業保険といふものは、御承知のように労働者も負担してゐるものであります。こういう法益権衡、二十八条、二十九条の法益権衡といふものは全然無視されてゐるという点が第一点。

第二の点は公共の福祉、国家資源の滅失といふところに理由を持たれてゐるけれども、事経営者の休廃坑についてはその論旨といふものは全部消えてしまつてゐる。所有権一点張りて来ておられる。この二点を点張りて解明されてないといふ点を遺憾に思ひます。これ以上申上げてもお答えになるお持合せがないのであります

し、それほどのスト規制法なるものが不当であるという点は何人もこれは否定できないと思うのです。なぜならば、さういふ日本の鉱物資源が大切であり、再び復興しなければならぬほど労働者の立場が大切であるとするならば、無論私は大切であると考え、とするならば、今日北海道から九州に亘る多数の休産鉱山に於けるこの炭鉱業者に対して休産鉱山の規制法なるものが出なければならぬはずですが、これは何らの用意もないし、又今までの答弁からすると、出される気配どころか、一方的に資本の側だけを擁護して、労働者の側はこのような規制法で以て弾圧法で以て臨まれようとしている。これがこの質疑を通じて明らかになつたといふふうに断ぜざるを得ないのであります。

○国務大臣(小坂善太郎君) 討論でございます。……よろしくございますね。

○藤田進君 それでは以上の点について所見を伺いたい。幾ら聞いたつてろくなことを言えないのだ。時間はかかつてもいいと思う。それに対するはつきりした所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 本法案は争議行為の方法についての問題であります。只今の御議論を伺つておりまして、お答えをいたします点は、私はこの私有財産制を基調といたします今日の社会において、その財産処分をどうするかという問題は一般的な経済政策の問題であらうと思ひまして、本法案の審議とはちよつと問題が違うと思ひます。(「違いますよ」と呼ぶ者あり) ○堀真琴君 只今の藤田さんの質問に関連して一点だけお伺ひしたいので

す。憲法二十八条と二十九条の関連であります。これは法務省の見解も伺つておきたいと思ひます。御承知のように権利というものは歴史的に発展変遷をして来ているものです。曾ての時代において所有権といふものが絶対的な権利であり、一切の基本的権に優越するものであつたといふことは、これはフランス革命以前はその前のイギリス革命を通じて見るならばはつきりしていると思ひます。併し最近の権利に関する考え方特に所有権に関する考え方は違つて来ているのです。そのために憲法二十九条には第二項、第三項が付けられてゐるわけです。つまり個人の所有権であるけれども、それが社会化的な方向を辿つてゐるというのが最近の考え方だろつと思ひます。するとあなたは労働に関する権利、これとどのように比較考量して考へておられるか、やはり所有権といふものは絶対的なものであり、労働権といふものはその前には規制されることも止むを得ない、このように考へられるのかどうか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 所有権が漸次社会的な考え方の変化に伴ひまして社会化といひますか、その社会化という言葉の意味がいろいろあります。ですが、社会一般の公共のために用ひなされるやうな趣旨の意味に解して、その方向を辿つておるといふことについては私も同意であります。それと同時に争議権といふものもこれは万能ではない、無制限ではない、やはり社会一般の公共の福祉と関連し、その調和を図つて行かなければいかん、こゝろ思つております。

○堀真琴君 法務省の見解を一つ。

(「法務大臣はどうしてゐるのだ」と呼ぶ者あり)

○説明員(橋澤全司君) 所有権と争議権との関連であります。私もこれはこれに上下の差はないと考へております。その間の調和を図ることが問題である、かように考へる次第であります。

○堀真琴君 所有権の最近の性格について話して下さい。少くとも十八世紀時代の所有権と最近の所有権の性格とは違つておると思ひますが、その点はどうか。(「勇気を以て答弁しろよ、ぐずぐずせんと」と呼ぶ者あり)

○説明員(橋澤全司君) 只今の御質問に対して私のほうから御答弁するのは如何かと思ひます。只今の御質問に対しては、御答弁するが、仰せのようには財産権といふものは非常に客観的に絶対性を持つておるものではなくて、その時代々々によつて變つて来る、これは異論のないところと存するものであります。従ひましてこの所有権が公共の福祉によつて制約せられる限度はそのときの社会情勢によつて變つて来るといふことも申されると同時に、この所有権といふ問題と、特に戦後認められし労働権と申しますか、争議権と申しますか、これらとの関連においても絶対不動のものではないと考へております。

○委員長(栗山良夫君) ちよつとお待ち下さい。

委員諸君にお諮りを申し上げます。只今委員長を通じて参議院議長から、労働委員長に對して参議院議長から、労働委員小委員会に出席せよとの要請がありました。その要請の内容はわかりませんが、恐らく本日、先ほど相馬君から提議せられました中間報告を求め

る緊急動議に關することであらうと委員長は想像いたします。これにつきまして、非常に重要なことでございまして、委員長は出席すべきかどうかお諮りを申し上げます。

○宮澤喜一君 その要請に應ぜられまして、小委員会に御出席のため、その間本委員会を暫時休憩せんことの動議を提出いたします。(「賛成」と呼ぶ者あり)

○吉田法晴君 今田畑君と労働大臣或いは政府委員との間に質疑が続けられておるのでありますから、それは続けられておるといふ確認の上に、その間暫時休憩して出席する、こゝろ意味でございますか。

○委員長(栗山良夫君) はい。では暫時休憩いたします。午後六時四十八分休憩

午後九時三十分開会
○委員長(栗山良夫君) 休憩前に引續いて会議を開きます。

先ほどの会議におきまして田村君から、当委員会のスト規制法案の審議に要した時間は極めて少いといふことを数字を挙げて説かれました。委員長及び理事打合会の時間のほうが、議案の審査の時間の二倍以上要しておるといふ御発言がございましたが、私はさうに考へませんけれども、数字的な根拠を持たなかつたので、そのときに発言をいたしました。そのとき、その後事務当局に計数の整理をさせましたところ、委員長及び理事打合会に要した時間は十八時間五十二分、スト規制法案の審議に費した時間は、すべての時間を入れますと三十三時間三十七分でございます。従ひまして田村君の御

発言は事実と相違をいたしますので御報告申し上げますと同時に、田村君から御発言があれば伺ひたいと思ひます。

○田村文吉君 若し、私は自分の直感的に感じたことが、毎日々々会議の進行について公式或いは非公式の委員長及び理事打合会といふものが開かれておりましたのが、恐らくはその時間が正味の審議時間の二倍にもなつておるのじやなかつたかと、こゝろいうことを自分が直感しておりましたからそのように申し上げたのであります。若し委員長はもう詳細お調べになつて、或いは正味のスト規制法だけに關する、こゝろいう質疑でございますが、それだけの時間が今仰せになつたやうな時間には間に合ひないといふことであらば、私は自分の発言を訂正することにやぶさかでございます。

○宮澤喜一君 先刻休憩前の会議におきまして、たしか相馬委員の発言に對して、これはまだ仮定の問題でありましたが、中間報告云々といふお話がなければ、委員長はたしか参議院規則百四條を御引用になつて、さういふ場合には無論委員会に諮つて云々といふ意味のことを……、たしか参議院規則百四條とおつしやつたと思ひますが、たしかさういふおつしやつたかと私記憶をいたしておりますが、記憶の誤りであればこれは無論問題になりませんで、この発言をやめさして頂いて結構でございます。

○委員長(栗山良夫君) 今事務当局の話では、私百四條といふことを申し上げたかどうかつと記憶にないもので、若しあれでしたら速記録を調べます。調べますが、今事務当局の解釈では、

百四條は中間報告には関係がないという事でございませう。

○宮澤喜一君 それで結構でございます。ありがとうございます。

○田村文吉君 なお先刻私が申し上げました時間の問題については、後ほど事務当局につきましてもどういふふうになつておりますか、私の日記と突き合せをしてみたいと思ひますから、それだけは御了承願ひたいと思ひます。(異議なしと呼ぶ者あり)

○伊能芳雄君 今田村委員からお話の時間の積算の参考のために私も見たいと思ひますが、十三日以降どういふふうになつたか、謄写版が何かで刷つてもらへませんか。

○委員長(栗山良夫君) 日にち別にとつてあります。而も只今申し上げた中には現地の出張のときに費しました時間は入つておりません。

○田村文吉君 併せて、公聴会もないでしょうね。

○委員長(栗山良夫君) 公聴会は入つております。

○田畑金光君 労働大臣に質問を継続したいと思ひますが、先ほど私の質問に對しまして……先ほど私が、石炭の場合を考えてみると、昨年の争議においては保安に関する限りは十二月十日に炭労は保安要員引揚げの準備指令を出した。これだけが事実でありませう。そこで今回の立法は、昨年の争議に鑑みて争議行為の範囲を規制するといひますならば、少くとも石炭に関する限りは現実にそういう争議戦術はとられていない、行われていない、従つて昨年の争議を通じて公衆に迷惑を及ぼした或いは公衆の便益を害した、こういうことがあるとするならば、単なる

指令という現実に行われなかつた事実でなくして、争議の結果石炭が出なかつたという事実起因するものであるとみなさざるを得ないがどうか、こういう質問に對しまして、労働大臣は、両方の場合とも考えられると、こういうふうな御趣旨の答弁があつたわけでありませう。私は先ず事実を事実として共通の認識を固めて行くことが先決だと思ひますが、一体昨年保安要員の引揚げという事は現実に履行されたのかどうか、この点について労働大臣の御答弁をお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 引揚げの準備指令が出たと、こういうことである。

○田畑金光君 準備指令が出たということは、それだけの事実が社会の便益を害し或いは公衆に迷惑を及ぼしたという結論になるのかどうか、この点についてお伺ひいたします。

○國務大臣(小坂善太郎君) この問題については、先ほど申し上げたことであるが、非常に争議が長期化したしまして、家庭のガスもとりまして、鉄道の運行状態も終戦の直後に戻ると、こういうふうな状態で、非常に争議の結果というものは公衆の便益を著しく害した、そこで緊急調整の発動を見たわけでありませう。一方炭労としまして保安要員の引揚げ準備指令を發したのであります。こうした保安要員の引揚げというものは、これは政府の引揚げにおきましても言つておりますが、労働法三十六条を待つまでもなく違法でもあり、又争議の終了後に労働者の帰るべき職場を失わしめるという意味において労働法一条二

項の正当性を……、正当なる争議行為であるから違法性を阻却されるという場合に適用されない、こういうことである。この法案におきましては、石炭争議の場合においては保安要員の引揚げというふうなものは、これは争議行為としてでも正当でない、こういう解釈を明瞭にしよう、こういうことなものであります。

○榎原茂雄君 ちよつと関連ですけれども……、保安要員の引揚げの準備指令というものは労働争議の一つの行為として、この解釈していいのでしょうか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 引揚げ準備指令が出たということは、労働争議の一つの形態におきましてそういう準備の指令が出たということであると思ひます。

○榎原茂雄君 一般の鉱山の現場の労働者は、保安要員の引揚げのごときは、これは事実上執行する考えもないやうであります。又、鉱山保安法の関係から見てもそれは違法であらうといふふうに認識されておるに思われるのであります。政府のしばしば「言われ」る、そういう違法の労働争議、違法の行為を準備指令という労働争議の一つの形において行われたのであります。こういう準備指令そのものを取締る。そういう行為は違法であるといふに立法化して行くといふことが一つは私に行き方ではないかと、かやうに思ふのでありますけれども、そういうことは考えられないこととあります。がどうか、その点を一つ。

○國務大臣(小坂善太郎君) 準備指令というものは一つの争議の、争議行為をする準備をするということでありま

すから、これは前提であるといふことであらうと思ひます。これは先ほどの私御答弁の恐らく言葉が足りませんことかと思ひますが、そこでそういうふうなことは考えない、こゝ言われる向きがあることは事実であります。併しそういうふうなことを平常において申しまして、争議行為の過程におきまして、非常に熱して来ると申しませうか、勢いの赴くところをうした準備指令が出るということでありましては、やはりこれは何か指令を出せば……、あのときは事なきを得ましたけれども、勢いの赴くところをやはり保安要員の引揚げといふことをやはりなすといふことにならんと限らぬ。そこで要するにそういう範囲を明確にしておいたほうがよろう、こういうふうにおいておるわけでありませう。又その後に……、後におきましてやはりこういうことはなすべきやなかつたといふような、公式なこの意思の表示といふものはないわけでございます。

○榎原茂雄君 私のお伺ひしているのは、保安要員の引揚げ準備指令が準備といふことで、大臣の今お答へのように、これは労働争議の形態の中に入らないといふことは……、でありますれば保安要員引揚げの指令となれば、これはやはり労働争議になるかどうか、それは一つの形になるかどうか、私はそのほうの知識は薄いのでありますけれども、保安要員の引揚げの準備指令或いは又保安要員引揚げの指令も、やはりこれは労働争議の一つの形であらうと思ふ。全体の組合員を抑えたと申します。それを対象にして違法の点をはつきりする意味で三条が立案されて得るわけでありませうけれども、去年の

事態からだけを考えれば、そういう指令自体がもと／＼違法な行為を……まあ政府の説明を借りれば違法な行為を指令する一つの争議形態だとすれば、そういうものをこの違法の対象にはつきりして行くといふことも一つの私は考え方ではなかつたか、かやうに思ふのであります。労働争議は勿論一つの組織としての行為でありませうが、全体の組合員を対象に考える場合、又指導面を考へる場合、おの／＼分れて行くかと思ふのであります。組織形態であるけれども、むしろ場合によつては指導面ですね、そこを一つ対象にして行くといふこともあながち見当外れであるまいという感じがいたしましたので質問したわけでありませう。

○田畑金光君 ちよつと私、本会議のベルが鳴つてゐるようだから、質問について、私今日の質問をあなたにやつた要点はどこかといふと、一体公衆に迷惑を及ぼしたとか便益を害したといふのは、石炭が出なかつたといふものの因果関係なのかどうか、それとも保安要員の引揚げ準備指令した、単なる準備指令というものが公衆の迷惑、便益との因果関係を持つてゐるかどうか、どちらかといふことをお尋ねしたのであります。あなたの答弁は、ガスがとまつたり汽車がとまつたりしたといふことの説明がありましたが、そういうこと、石炭が出なかつたといふことが、公衆の迷惑と因果関係を持つてゐる、対公衆の迷惑と因果関係を持つてゐる、私の間をわんとする保安要員引揚げの準備の指令というものと公衆の迷惑とはどういふ因果関係を持つてゐるのか、それは争議戦術としての一つの手段ではないか、こういうことは、

今堀原委員からも御質問になつたのでありまして、この点については明日私重ねて質問を継続いたします。

同時に私先般来吉田総理に御出席を願つて、総理に対しこの法案の根本的な精神について伺ひたい、こういうことを申しております。殊にこの法案の立法の淵源というものが吉田首相の一月三十日の演説から来ておる。而もステツプ・バイ・ステツプという、これを拡大する意向は確かに吉田総理の肚の中にあるということも私は先般の資料を以て質問したわけでありま

す。小坂労働大臣よろしいですか。従いまして私は明日労働大臣に対する質問の継続と共に、吉田総理の出席を重ねて要請して、総理に明日質問を継続したいと思つております。

○委員長(栗山夏夫君) 本日はこれにて散会いたします。

午後九時四十六分散会